法律第三十号

裁判所職員定員法の一部を改正する法律

裁判所職員定員法（昭和二十六年法律第五十三号）の一部を次のように改正する。

第一条の表中「八九七人」を「八五七人」に改める。

第二条中「二万千八百一人」を「二万千七百七十五人」に改める。

附　則

この法律は、令和四年四月一日又はこの法律の公布の日のいずれか遅い日から施行する。

法務大臣　古川　禎久
内閣総理大臣　岸田　文雄

裁判官の育児休業に関する法律の一部を改正する法律をここに公布する。

御　名　御　璽

令和四年四月二十二日

内閣総理大臣　岸田　文雄

法律第三十一号

裁判官の育児休業に関する法律の一部を改正する法律

裁判官の育児休業に関する法律（平成三年法律第百十一号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項ただし書中「既に」の下に「二回の」を、「最初の育児休業」の下に「及び二回目の育児休業」を加える。

附　則

この法律は、公布の日から起算して九月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

法務大臣　古川　禎久
内閣総理大臣　岸田　文雄